

(ポイント)

●先日の安全情報(20-55)でお知らせしましたが、日本(成田)行きチャーター便が、6月11日(木)に運航する予定で検討されております。

今次チャーター便は、ネパール国内でのコロナウイルスの感染者数が急激に増加していることに伴い、現在までのチャーター便運航の搭乗者の大部分が日本へ帰国するネパール人ということもあり、11日のチャーター便が実質的に最後の運航となる可能性が非常に高いです。日本への帰国を希望されている方は、今次チャーター便にて日本へ帰国されることをお勧めいたします。

つきましては、日本へ帰国を希望される方、また料金、支払い方法等チャーター便に関する情報については、下記の旅行代理店に直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-56)

【重要】当地旅行代理店による日本行きチャーター便の運航予定等について
(その2)

1 先日の安全情報(20-55)でお知らせしましたが、日本(成田)行きチャーター便が、6月11日(木)に運航する予定で検討されております。

今次チャーター便は、ネパール国内でのコロナウイルスの感染者数が急激に増加していることに伴い、現在までのチャーター便運航の搭乗者の大部分が日本へ帰国するネパール人ということもあり、11日のチャーター便が実質的に最後の運航となる可能性が非常に高いです。日本への帰国を希望されている方は、今次チャーター便にて日本へ帰国されることをお勧めいたします。

つきましては、日本へ帰国を希望される方、また料金、支払い方法等チャーター便に関する情報については、下記の旅行代理店に直接お問い合わせいただけますようお願いいたします。

2 旅行代理店

代理店名 : Serene Travels Pvt. Ltd. / Serene Int'l Treks Pvt. Ltd.

住 所 : G. P. O. Box No. : 3437, Yak & Yeti Lane,
Durbarmarg, Kathmandu, Nepal

電話番号 : 977-1-4222333, 4224333
9851099343

E-mail : sales@serenetravelnepal.com

Website : www.serenetravelnepal.com

3 現在、カトマンズ外に滞在されており、本チャーター便を利用される方は、旅行

代理店への予約を完了させた上で、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得する必要があるが、同許可証を取得するためには必ず事前に当館から内務省に対して申請者の情報を通報しておく必要があるため、上記チャーター便の予約が完了された方の内、各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得する必要がある方は、以下 6 の情報と共に、6月6日(土) 12:00(時間厳守)までに、以下 5 の連絡先までご連絡願います。

なお、カトマンズまでの移動については、ご自身で車両等の手配をしていただくこととなります。

また、上記日時までに旅行代理店での予約の完了が困難な場合には、後日旅行代理店で予約を完了するという前提で以下 6 の情報を予め当館にご連絡頂いても結構です。

4 当館から内務省への通報が終わり次第、当館から領事メールでご連絡させていただきます。その後、各自で各郡の CDO で手続きを行っていただけますようお願いいたします。なお、CDO への通行許可証申請につきましては、現在滞在中で当館に連絡をされた郡の CDO で申請を行って頂けますようお願いいたします。内務省から指示されるのは当館へご連絡頂いた郡の CDO のみとなります。

5 連絡先

consular-emb@km.mofa.go.jp

6 記入事項

- (1) 氏名 (パスポート表記と同じローマ字) (例: Gaimu Taro)
- (2) 性別 (例: Male)
- (3) 生年月日 (西暦でお願いします)
- (4) 旅券番号 (例: TR1234567)
- (5) メールアドレス (当館からご連絡させていただく可能性がございます)
- (6) 電話番号 (携帯番号が無い場合も、宿泊先の電話番号等、当館から連絡がつく電話番号を通報ください。)
- (7) ネパールでの滞在先住所 (必ず郡の名前を記載すること)

7 新型コロナウイルスの影響でネパール国内の移動が厳しく制限されていることにより、本チャーター便に搭乗出来なかった場合にも、当館は一切の責任を負いませんので、ご理解願います。

8 日本では以下の検疫強化措置が実施されております。

全ての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所 (自宅またはホテル) で 14 日間待機し、国内において公共交通機関 (電車、バス、タクシー、飛行機

等) を使用しないことを要請する決定もなされています(但し、家族が運転する自動車やレンタカー等はこれに該当しません)。

また、自宅ではないところでの14日間の待機は、ホテルや旅館など、出国前にご自身で確保した宿泊施設を指定することとなります。宿泊にかかる費用についてはご自身で負担いただくこととなります。さらに移動に際しては、電車、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船などの公共交通機関を使用しないようお願いいたします。

詳細については以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。(オンライン在留届HP :

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡ください。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されません。(了)